



スポーツ少年団登録者処分基準の制定

背景:

- ◆ スポーツ指導現場での指導者等による暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント等の**反倫理的行為の社会問題化**



- ◆ 平成25年4月、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体は**「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」**を採択
- ◆ 平成26年3月、日本体育協会では「日本体育協会役・職員倫理規程」を改定し、**「日本体育協会倫理規程」**に改めた。
このことにより、日本体育協会役職員はもとより、日本体育協会の諸制度に基づき登録を行っている「公認スポーツ指導者」や**「スポーツ少年団登録者」**等も、**この倫理規程の規律の対象**となり、これに違反する行為を行った者には、「当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議」により、**相当の処分が科せられる**こととなった。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言：

◆指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の**基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。**
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、**暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。**
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、**信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。**
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、**フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。**

◆スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、**自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。**
- スポーツを行う者は、**いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。**

スポーツ界における暴力行為根絶宣言：

◆スポーツ団体及び組織

- スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、**スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。**
- スポーツ団体及び組織は、**運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。**そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するための**ガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。**

スポーツ少年団登録者処分基準

ねらい:

- ◆ スポーツ少年団における**暴力行為等を根絶すること**
- ◆ スポーツ少年団として**暴力行為等を決して許さないという姿勢を示すこと**
- ◆ スポーツ少年団**組織としてのガバナンスを確立すること**

対象者:スポーツ少年団登録者(団員、指導者、役職員)

※団員のうち未成年者を処分すべきかどうかは、教育上の配慮の観点から十分に協議する必要があります。

✓ スポーツ少年団に登録していない育成母集団の構成員の扱い

本処分基準の対象とならないものの、違反行為を行った疑いがあるときは、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行うとともに、違反行為が明らかとなった場合には、適切に対応する必要があります。

日本体育協会倫理規程第4条の遵守事項：

(スポーツ少年団登録者である団員、指導者、役職員が遵守すべき事項)

- ◆ **暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別**及び**ドーピング等薬物乱用**などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- ◆ **個人の名誉**を重んじ、**プライバシーに配慮**しなければならない。
- ◆ 日常の行動について公私の別を明らかにし、**職務やその地位を利用して自己の利益を図ること**や**斡旋・強要**をしてはならない。
- ◆ 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の**流用や不正行為**を行ってはならない。
- ◆ 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう**責任ある行動**を取らなければならない。
- ◆ 社会の秩序に脅威を与える**反社会的勢力**と一切の関係を持ってはならない。

遵守事項に違反する行為＝違反行為

違反行為の疑い



当事者間での解決を前提とした
対処



問題解決

未解決



事実確認等



違反行為確認



処分の決定

当事者間での解決を前提とした対処

地域社会の中で自主的・自発的に行われるスポーツ少年団の活動の中で起こったトラブルの対応については、外部関係者に頼るのではなく、**自主解決能力を働かせて当事者間で解決**が図られることが理想です。

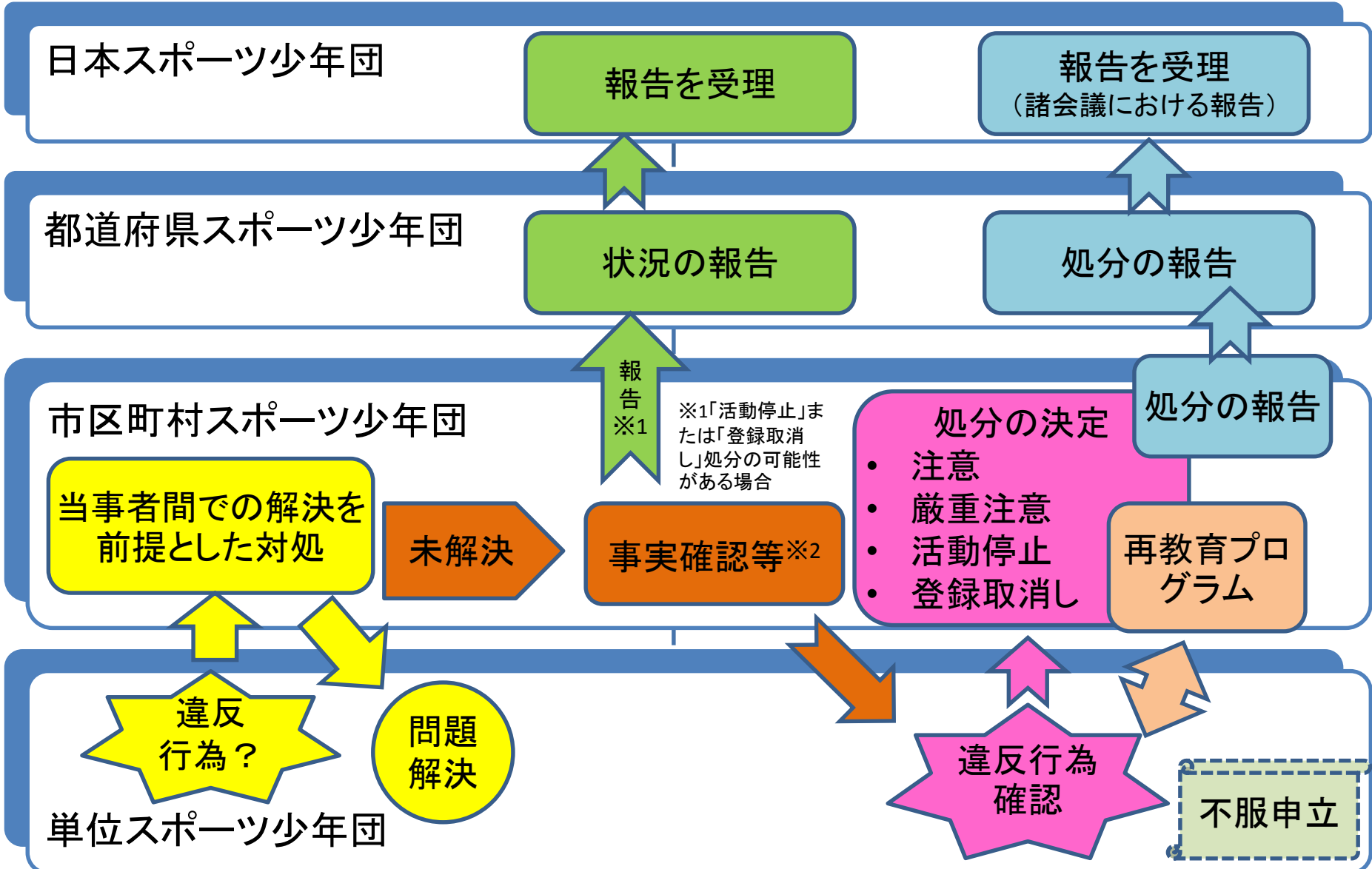
事実確認等

当事者間での問題解決が困難で市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団へ当事者から事実調査をして欲しいという依頼があった場合等は、違反行為と疑われる行為が「**いつ・どこで・誰が・どのような状況で・どの程度**」行われ、**どれほどの被害が出ているのか**といった事実調査を行います。

事実調査等については、日常のスポーツ少年団の活動で起こった問題に対しては、**まずは市区町村スポーツ少年団が窓口**となり対処することとなります。

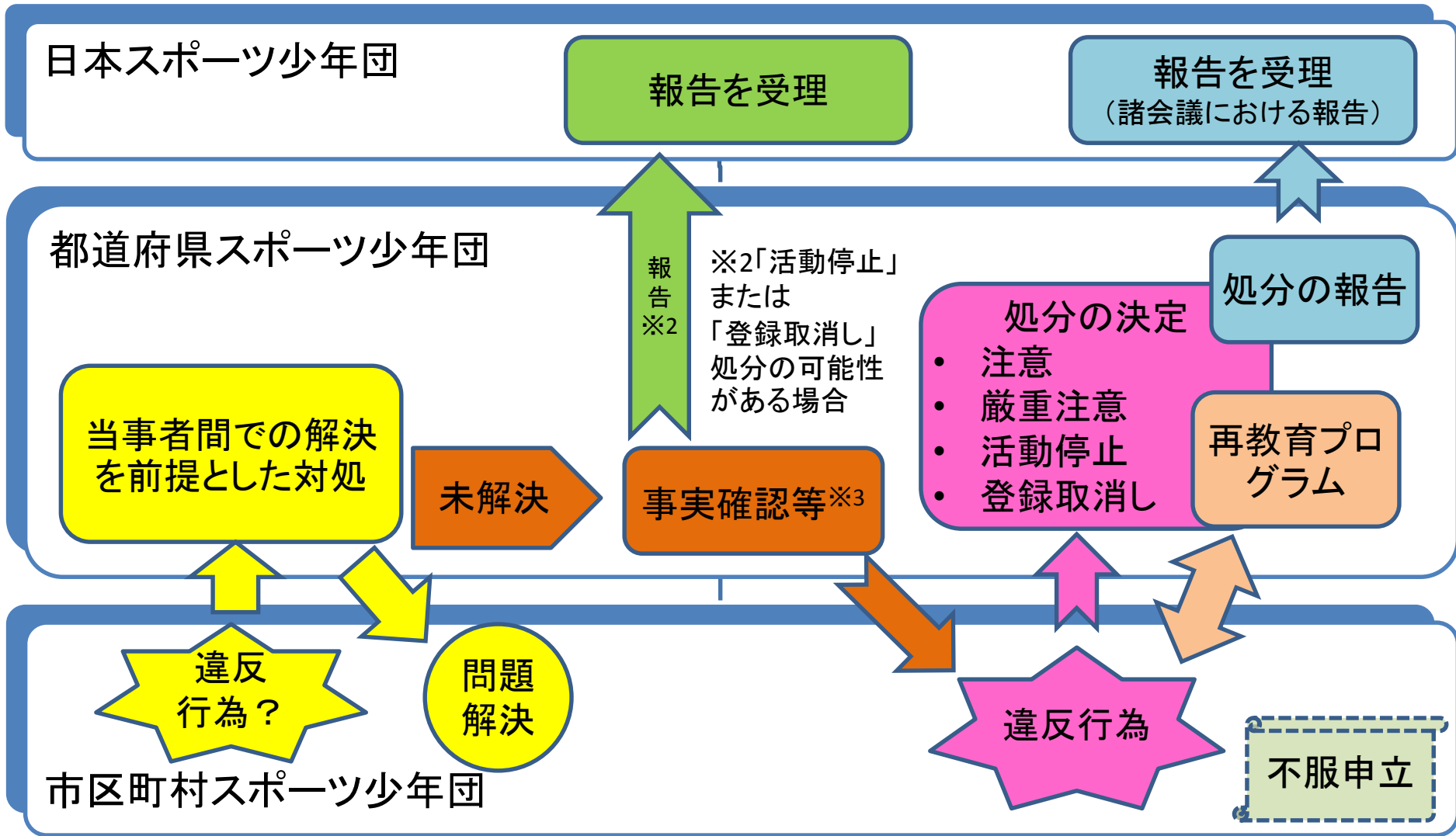
市区町村スポーツ少年団だけでは**中立性、公正性が保てないような場合**(例えば、市区町村スポーツ少年団の役職員が当該案件の当事者の場合等)は、**必要に応じ都道府県スポーツ少年団や日本スポーツ少年団が対応**することとなります。

市区町村スポーツ少年団が処分決定機関となる場合の対応チャート



※2 競技団体等の他団体による事実確認が終了している場合でも、その調査等により確認された内容に相違がないことを、本人や関係者等に対し確認するなど、スポーツ少年団としても事実確認を行ってください。

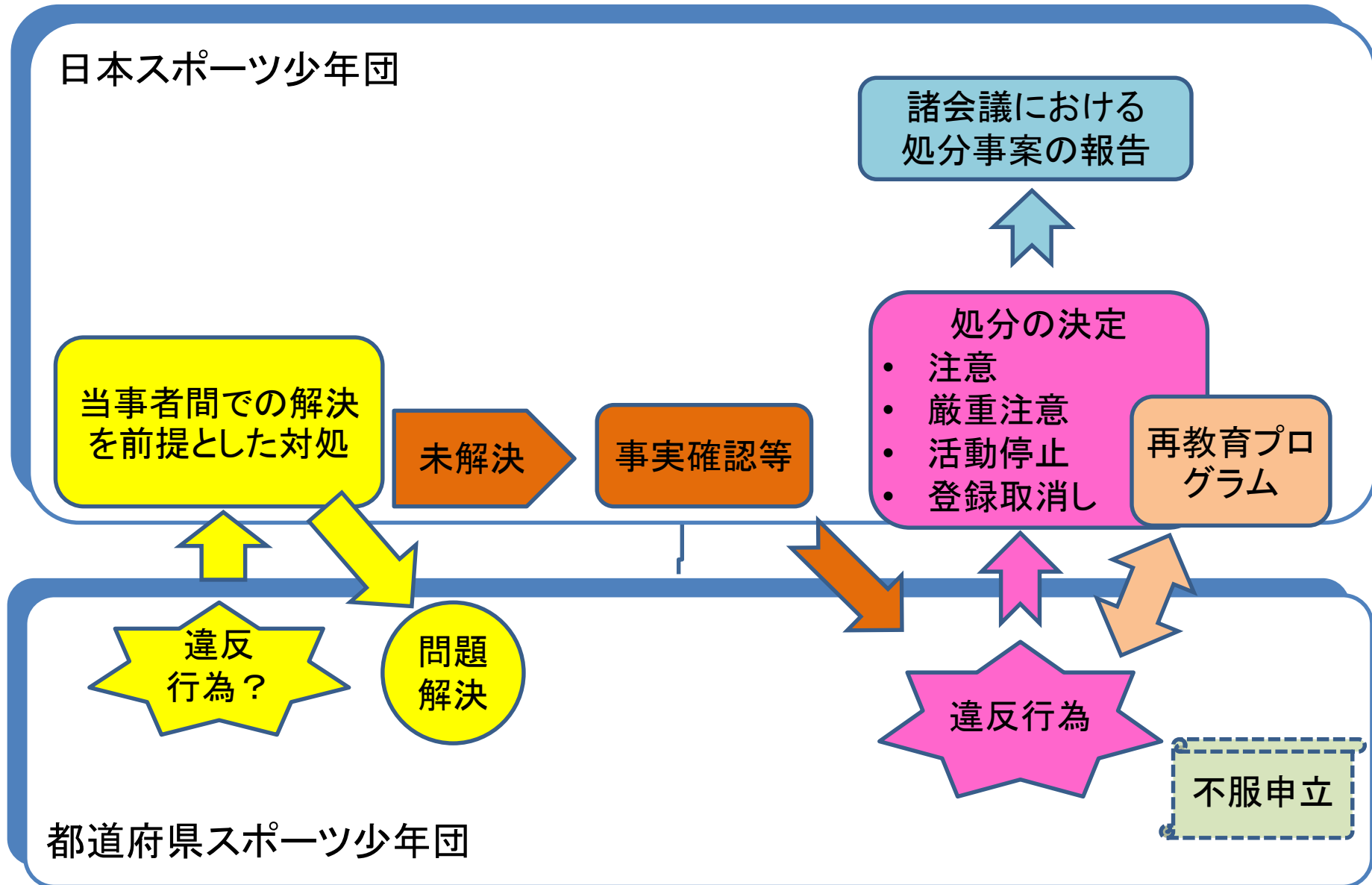
都道府県スポーツ少年団が処分決定機関となる場合※1の対応チャート



※1 市区町村スポーツ少年団だけでは中立性、公正性が保てないような場合
(例えば、市区町村スポーツ少年団の役職員が当該案件の当事者の場合等)

※3 競技団体等の他団体による事実確認が終了している場合でも、その調査等により確認された内容に相違がないことを、本人や関係者等に対し確認するなど、スポーツ少年団としても事実確認を行ってください。

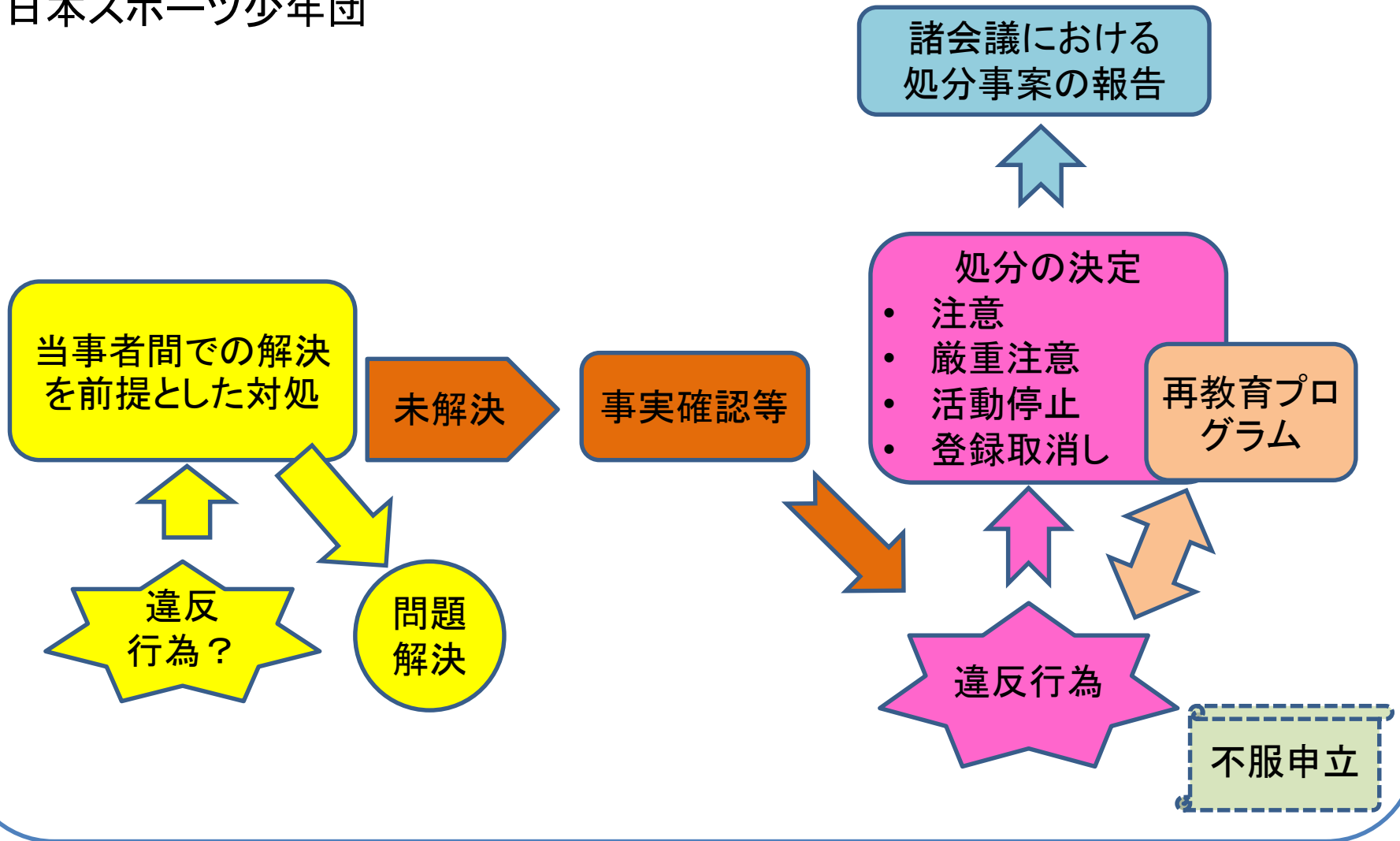
日本スポーツ少年団が処分決定機関となる場合※の対応チャート①



※ 都道府県スポーツ少年団だけでは中立性、公正性が保てないような場合
(例えば、都道府県スポーツ少年団の役職員が当該案件の当事者の場合等)

日本スポーツ少年団が処分決定機関となる場合の対応チャート②

日本スポーツ少年団



※日本スポーツ少年団役職員が当該案件の当事者の場合

処分の種類、内容:

◆ 注意

主として、**偶発的な違反行為**に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

◆ 嚴重注意

主として、**継続的あるいは悪質な違反行為**に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

※ 処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告

「注意」または「嚴重注意」処分を受けた者に対しても、**必要に応じて再教育プログラム**を課することができる。

◆ 活動停止

活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。

継続的かつ悪質な違反行為あるいは**軽微とはいえ実害が生じている違反行為**に科す。

- 一定期間スポーツ少年団活動を停止
- **再教育プログラム**を課す

◆ 登録取消し

大きな被害が生じていたり、**被害者がスポーツ少年団活動を中止した場合など、重大な違反行為**に科す。

- **スポーツ少年団登録を取り消す(再登録禁止期間は最低12か月以上)**

※ 再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する**再教育プログラム**を受講し、修了しなければならない。

※ 処分決定に不服がある場合には、**公益財団法人日本スポーツ仲裁機構**に対して**処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。**

再教育プログラム:

◆ 活動停止

活動停止処分を受けた者が課せられる**再教育プログラムは、日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容**を含むものとし、その**修了判定は市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団**で決定する。

※活動停止期間の短縮

再教育プログラムの受講・修了後、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団において、以下の諸事情を考慮して、**当初の活動停止期間の半分を下回らない限度**で、当初の活動停止期間を**短縮**することができる。

- 被害者との示談の有無
- 被害者の処分に対する考え
- 反省の程度
- 再教育プログラムの受講結果、受講態度等

◆ 登録取消し

登録取消し処分を受けた者が**再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は**、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する**再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。**

再教育プログラム(基本的な内容):

◆【処分期間開始から30日以内】

◎レポート(反省文)の提出

〔レポートには次の内容を含むものとする。〕

- ・ 今までの指導(行動)を振り返って
- ・ 自分が行った違反行為について
- ・ これからの指導(行動)について

◆【処分期間中】

◎関係資料等による再学習

〔再学習には次の内容を含むものとする。〕

- ・ 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
- ・ ガイドブック「スポーツ少年団とは」
- ・ その他、再教育に資する資料等

◆【処分期間終了前から30日以内】

◎レポート(反省文)の提出

〔レポートには次の内容を含むものとする。〕

- ・ 今までの指導(行動)を振り返って
- ・ 自分が行った違反行為について
- ・ これからの指導(行動)について

処分の決定に係る基本的な考え方：

- ◆ 当該違反行為の内容・結果を踏まえて、それに**相当する処分内容を決定**する。
- ◆ 処分内容を決定するには以下を**総合的に考慮**する。
 - 違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・スポーツ少年団活動への影響、日頃のスポーツ少年団活動における態度等も含め情状その他**考慮すべき事情の有無及びその内容**
 - 過去に処分した**同種事案に対する処分内容との均衡等**

「別表」・・・**代表的な違反行為の標準的な処分内容**

- ※ 実際の処分決定に当たっては、**別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分**が行われるよう努めることとする。
- ※ **別表に示していない違反行為**についても、処分の対象となり得るものである。この場合、上記の基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を**参考にしつつ判断する**こととする。

処分決定機関：

処分の決定は、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において行う。但し、事案に応じて**公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない**。

◆ 市区町村スポーツ少年団

まずは市区町村スポーツ少年団が窓口となり事実調査等の対応を行う。**処分の決定も、市区町村スポーツ少年団で行う。**

◆ 都道府県スポーツ少年団

市区町村スポーツ少年団だけでは中立性、公正性が保てないような場合（例えば、市区町村スポーツ少年団の役職員が当該案件の当事者の場合等）は、必要に応じ都道府県スポーツ少年団や日本スポーツ少年団が対応する。

◆ 日本スポーツ少年団

都道府県スポーツ少年団だけでは中立性、公正性が保てないような場合（例えば、都道府県スポーツ少年団の役職員が当該案件の当事者の場合等）は、必要に応じ日本スポーツ少年団が対応する。

また、日本スポーツ少年団役職員が当該案件の当事者の場合は、日本スポーツ少年団が対応する。

処分の報告：

市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定した処分の内容については、**その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、日本スポーツ少年団に報告しなければならない。**なお、**市区町村スポーツ少年団からの報告は都道府県スポーツ少年団を経由**して日本スポーツ少年団に行うものとする。

提出書類

➤ 違反行為報告書

- 処分対象者に関する情報(氏名、年齢、所属スポーツ少年団等)
- 処分の内容(処分決定年月日・種類・期間等)
- 処分の理由

➤ 添付書類

- 反省文や再教育プログラムの内容を記載した書類
- 違反行為の内容(いつ・どこで・誰が・どのような状況で・どの程度・被害の状況等)を記載した書類
- 処分手続きの経過(事実確認、認否・弁明の機会の設定)を記載した書類
- 処分の証拠類